

検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0731第3号」により、下記の検査項目におきまして、検査方法の追加が通知されましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2019年(令和元年)8月1日より適用
- 検査方法が追加された項目 (1→3)-β-D-グルカン

適用日:令和元年8月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
(1→3)-β-D-グルカン	213点	免疫 I 144点	「D012」 感染症免疫 学的検査の 37	「37」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「26」のD-アラビニトール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

※ 下線部の検査方法が追加されました。